

		厚生常任委員会	
平成24年6月14日受理		請 第 20 号	
件 名	昨今の厚生労働省におけるたばこ政策について国への意見書提出を求める請願		
紹介議員	提出者 住所 氏名		
前 川 收 池 田 和 貴			
<p>(要 旨)</p> <p>たばこに関わる一律過度な数値目標の設定には大きな問題があり、多方面にわたって甚大な影響を与えるおそれがあることから、以下について国に意見書を提出することを請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本来個々人の選択の結果として決まる喫煙者率について、国の介入によって特定の数値に誘導しようとする削減率の数値目標設定を見直すこと。 2 数値目標の設定を理由に、公的機関のみならず職場・飲食店等民間施設へ一律過度な喫煙規制を強いるのではなく、現実的な分煙対策を講ずること。 <p>(理 由)</p> <p>たばこ事業は、たばこ事業法等に基づき運営されており、たばこ税については、国や地方自治体の重要な一般財源であることは周知の事実である。しかし今般、たばこ税は財源確保の目的から健康目的へとかじが切られ、国は、「がん対策推進基本計画」で喫煙者率の削減や飲食店等における受動喫煙の機会減少を目的とし、たばこに関わる一律過度な数値目標を設定している。</p> <p>熊本県の葉たばこ耕作については、農家数928戸、面積1,660ヘクタール、販売高69億円を誇る全国一の産地であると共に、地域農業を支える重要な基幹作物であり、葉たばこ耕作農家は葉たばこ生産に自信と誇りをもって良質葉生産に取り組んでいる。</p> <p>また、零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店については、財政に多大な貢献をしているとの自負と誇りを持ち、たばこ販売を行っている。(平成22年度の熊本県のたばこ税は、県税35億円、市町村税106億円)</p> <p>加えて社会的責任を果たすべく、成人識別自販機の導入を行い、未成年者喫煙防止に大きな成果を上げるとともに、環境美化活動では、清掃活動・喫煙マナーの訴求活動を継続するなど努力を積み重ねている。</p> <p>たばこに関わる一律過度な数値目標設定がなされたことにより、たばこ販売本数、たばこ税収の大幅な減収を招き、葉たばこ耕作農家や零細なたばこ販売店に多大なる影響を及ぼすことになる。</p> <p>また、数値目標の設定を理由に、今後、飲食店に対して厳格な分煙措置等を求める規制が導入されることとなれば、相当な設備投資が必要となり、そうした負担に耐えられず設備投資を諦めてやむを得ず禁煙にした場合は、多くの飲食店で売り上げが減少し、特に中小零細の事業者にとって死活問題となる。</p>			

